

1. 背景

(1) 脱炭素先行地域の取組

- ◆ 断熱改修（窓・玄関扉）
- ◆ 太陽光発電設備の設置
- ◆ 給湯器・空調機の高性能化

快適・省エネな
住環境の整備

課題 賃貸オーナーの投資促進

法律の「省エネ性能ラベル」制度を活用して
取組推進に拍車をかける

(2) 法律：省エネ性能ラベル

建物の販売者・賃貸オーナー等が、物件の性能情報を広告等に表示する制度

新築「省エネ性能ラベル」
省エネ性能を★で評価

既存改修「省エネ部位ラベル」
改修部位を表示

課題 省エネ情報が、販売者・賃貸事業者から
入居希望者（市民）に伝わらない

2. 目的

市民への**省エネ性能ラベルの普及・伝達を目指す**

- ①市川市環境保全条例施行規則の一部改正
 - ・地球温暖化等の防止対策の措置に関する規定の新設
- ②新たな要領を制定
 - ・販売・仲介事業者の役割 ラベル情報を市に報告
仲介事業者にラベル情報の伝達を依頼
 - ・仲介事業者等の役割 入居希望者にラベル情報を伝える
 - ・市の役割 ラベル情報を市公式Webサイトで公表

3. 効果

